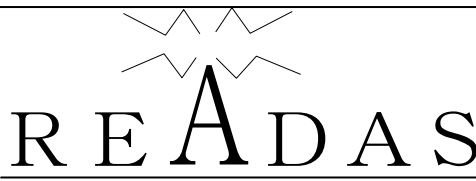


第 5850 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 12月 5日 火曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ セルフメディケーション税制の一定の取組

Q：セルフメディケーション税制の対象となる一定の取組とはどんなものですか？

A：次のものです。

【解説】

セルフメディケーション税制とは、健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価の合計額が1.2万円を超えるときは、その超える部分の金額について、所得金額から控除する制度です。

一定の取組とは、①健康保険組合や市町村国保が実施する健康診査、②予防接種、③定期健康診断（事業主検診）、④特定健康診査（メタボ検診）、⑤市町村が実施するがん検診等を受けることをいいます。

ただし、市町村が自治体の予算で住民サービスとして実施する健康診査は対象になりません。また、がん検診は胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの5項目に限られており、市町村の住民サービスとして対象項目年齢を拡大しているものや個人が全額自己負担で実施したものは対象になりません。

この場合、一定の取組にあたる検診や予防接種を受けた時は、一定の証明書類を提出しなければなりません。

なお、このセルフメディケーション税制の対象になるのはOTC医薬品の購入の対価額ですので、これらの一定の取組にかかった費用は対象になりませんので注意してください。

